

A アスベストに関する基礎知識【共通事項】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
A-5	アスベストは現在でも使用されていますか。 (平成30年4月1日更新)	

【答】

アスベストは、かつて建材製品等に幅広く使用されており、1970年代には年間約30万トン前後が輸入されていましたが、1990年代には輸入量が減少に転じ、2000年は10万トン以下に、2004年には8千トン程度、2006年には0トンとなりました。

アスベストの使用等については、労働安全衛生法等により、次のとおり規制が強化されてきています。

- 昭和50年：重量で5%を超えるアスベストを含有する吹付け材の吹付けを禁止
- 平成7年：青石綿及び茶石綿を含有する製品の製造等（製造・輸入・譲渡・提供・使用）を禁止
- 平成16年：青石綿や茶石綿を除くアスベスト（白石綿等）を1%を超えて含有する建材等の製品の製造等を禁止
- 平成18年：代替困難な製品（特定の用途で使用されるジョイントシートガスケット等）を除くアスベスト及びアスベストを0.1%を超えて含有する全ての物の製造等の禁止
- 平成23年：代替困難なものとして製造等の禁止が猶予されていた製品のうち一部の製品について製造等の禁止
- 平成24年3月1日：製造等の禁止の猶予措置が終了
 - ・アスベスト及びアスベストを0.1%を超えて含有する全ての物の製造等を禁止
(ただし、平成18年9月1日の時点で既に建材として建物に組み込まれているもの等は使用禁止の対象外)

参考 厚生労働省ホームページ アスベスト全面禁止パンフレット

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku_jouhou-11300000-Roudouki_junkyokuanzeneiseibu/0000142192.pdf